

国際日本文化研究センター名誉教授称号授与規則に関する申合せ

平成 5 年 1 月 2 1 日 決 定
最終改正令和 3 (2021) 年 3 月 1 9 日

国際日本文化研究センター名誉教授称号授与規則の運用に関しては以下のとおりとする。

第 4 条 関 係

名誉教授の推薦については、副所長（所内担当）が選考資料（功績調書、著書、業績目録）を作成し、運営会議に諮ることとする。なお、副所長（所内担当）が被推薦者となる場合は、副所長（所外担当）が推薦することとする。